

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 評議員選任・解任委員会の開催について

2021.1.25

今年度は、評議員の改選があるため、評議員選任・解任委員会を開催する必要があります。新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、実地にて開催することが困難であるという問い合わせを多く受けています。

今回は、評議員選任・解任委員会を実地にて行わない場合の方法について、ご案内します。

——コロナ禍における評議員選任・解任委員会の開催方法

1、インターネット等を利用し、テレビ会議にて開催。

オンラインにて開催する場合は、「出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことが可能であること」、「オンラインによる出席者」を議事録等に記載してください。

詳しくは、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う理事会・評議員会の開催について（テレビ会議電話会議）2020.2.27」を参照してください。

2、理事会で評議員選任・解任委員会を招集する際に「決議の省略で行う旨」を決議する。

本来、評議員選任・解任委員会は、法人において重要な役目を担う機関であるため、決議の省略で行うことは想定されていません。しかし、今回の場合、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため評議員選任・解任委員会を決議の省略により行うことはやむを得ないと考えています。

☆☆ 過去の資料は町田市ホームページでも公開しています。☆☆

☆☆ インターネットで「町田市 社会福祉法人ニュース」と検索してください！ ☆☆

これは、評議員選任・解任委員会の開催を自粛するように求めるものではありません。実地での開催の有無は各法人で判断してください。各法人におかれましては、引き続き国等の新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を確認してください。

～お知らせ～

指導監査課の職員は、現在テレワーク・他部署応援のため、担当者が不在の場合が多くあります。ご質問については、メール（fukushi040@city.machida.tokyo.jp）でも受け付けておりますので、ご承知おきいただければと思います。

町田市 地域福祉部 指導監査課（町田市庁舎7階 窓口番号703）

電話番号：042-724-4094（法人担当）

電子メール：fukushi040@city.machida.tokyo.jp

町田市ホームページ：社会福祉法人の認可等・指導検査（トップページ＞医療・福祉＞地域福祉）

